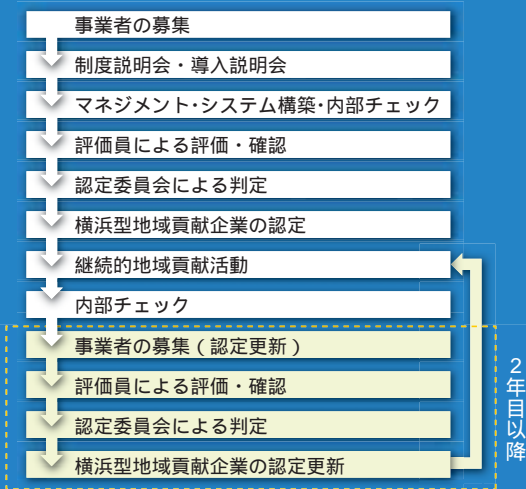


認定までの流れ 2年更新制



2年目以降

評価方法

地域貢献活動への取組状況について（地域性評価）

項目ごとに地域貢献活動への取組状況と地域性基準を満たしているかを評価します。

【評価項目】

項目		項目	
必須 重要	コンプライアンス	一般	財務・業績
	雇用		労働安全衛生
	環境		消費者・顧客対応
	品質		情報セキュリティ
	地元活用・志向		
	地域社会貢献		

【地域性基準】

次のいずれかの基準を上記評価項目ごとに1つ設定し、達成状況进行评估します。

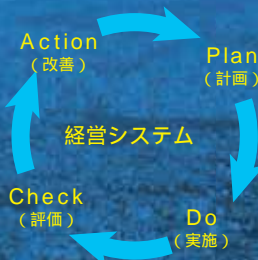
地域性比率：取組みの対象者（従業員、顧客、取引先等）のうち、横浜在住・所在の割合が50%以上

地域限定性：50%以上ではないが、横浜在住・所在の対象に限定した取組みを行っている

地域志向性：横浜という地域特性・文化等を重視した取組みを行っている

システムの構築状況について（経営システム評価）

地域貢献活動を継続的に取り組むための経営システム（仕組み）が構築されているかどうかを評価します。



ヨコハマの宝！

横浜型地域貢献企業を応援します。

募集期間

通年募集
(申込書等は、<http://www.idec.or.jp/csr/>より取得できます)

募集要項

対象企業 この認定制度にご興味、ご関心のある次のいずれにも該当する事業者（法人、組合又は青色申告事業者）が対象です。

- 横浜市内で事業活動を行う企業等であること
- 横浜市内に本社、または事業所を有すること（事業所単位での申込みも可能です）
- 横浜市内で1年以上継続して事業を営んでいること（資本金・従業員数等での制限はありません）
- 横浜市税を納付していること

申込方法 募集期間内に、次の書類をFAX・郵送・持参で提出してください。

提出書類 横浜型地域貢献企業認定応募申込書
企業概要書
発行後3か月以内の商業登記簿履歴事項全部証明書
(ただし、事業所単位の申込であり応募事業所が支店登記を行っている場合は、当該支店の所管法務局が発行するものも可)
横浜市税に関する納税証明書または領収書の写し
(最近3か年分。ただし、当該事業所の設置から3年を経過していない場合は、設置から納期の到来している年分)

書類提出先 財団法人横浜企業経営支援財団 横浜型地域貢献企業支援事業推進本部あて
〒231-0011 横浜市中区太田町2丁目23番地
横浜メディア・ビジネスセンター7階

認定にかかる費用 10万円（更新は5万円）

従業員数10人未満の事業者 自己負担分：3万円
従業員数10人以上の事業者 自己負担分：5万円
認定手数料は10万円ですが、平成21年度は横浜市からの補助があります。補助金の請求や受領については、当財団に委任させていただきます。

(2009年8月31日現在)

協力

横浜商工会議所
横浜市立大学 CSR センター LLP
NPO 法人横浜スタンダード推進協議会
横浜市経済観光局 経営・創業支援課

お問合せ

財団法人横浜企業経営支援財団 横浜型地域貢献企業支援事業推進本部
TEL. 045-225-3711 FAX. 045-225-3738

<http://www.idec.or.jp/csr>



YOKOHAMA

いそご法務合同事務所

地域貢献企業認定制度

「信頼」と「ネットワーク」で結ばれる豊かな市民生活の実現を目標に、横浜市民を積極的に雇用している、市内企業との取引を重視しているなど、地域を意識した経営を行っている企業で、本業及びその他の活動を通じて、障がい者雇用、出産・育児サポート制度、環境保全活動、地域ボランティア活動などの社会的事業に取り組んでいる企業等を、一定の基準（横浜型地域貢献企業認定規格）を基に「横浜型地域貢献企業」として認定し、その成長・発展を支援する制度です。

認定について

各事業者の取組内容を評価・確認し、認定委員会で認定します。認定は、取組（評価）内容に応じ、3段階で認定します（基準に満たない場合は認定されません）。

認定企業への主な支援

- 認定証・マークの付与
- 認定企業間のネットワーク構築支援
- 認定企業限定セミナーの実施
- 横浜市・(財)横浜企業経営支援財団ホームページ等による認定企業の広報支援
- 融資制度「企業価値向上資金（地域貢献企業支援）」の利用
利率：1.9%以内又は2.1%以内
- 融資期間：7年
- 限度額：8,000万円
- 保証料率：横浜市信用保証協会所定
（「最上位」認定を受けた企業は全額免除）
- 融資については金融機関及び信用保証協会の所定の審査があります。

認定期間

認定日から2年間有効です。
（認定後、2年ごとに更新審査を受けていただきます。更新をしない場合は認定の効力は消滅します。）

認定費用の補助や保証料の免除は、毎年度の横浜市の予算の範囲内となります。



認定証

認定企業紹介



いそご法務合同事務所

【所在地】磯子区東町15-32モンビル503

【事業内容】各種許認可申請、在留資格認定申請、契約書作成、公共事業コンサルティングなど

YOKOHAMA

いそご法務合同事務所は、2002年に創業し、現在磯子区に本社を構える従業員数4人の小企業で、主な業種は行政書士事務所（現在は行政書士・司法書士事務所）です。代表者は小竹一臣所長です。

同社の特徴的な取り組みとして、1つめは区役所や地域イベントで無料相談会を実施、2つめは異業種交流会（ハマカラ会）を主催、などがあげられます。



経営理念

独自の技術能力を擁し、地域を愛し、愛される社会貢献型企業の創出及び育成への法務支援

顧客のニーズを共に考え、カタチにする、提案型サービスへの転換

一流専門家集団（弁護士、税理士、司法書士、弁理士等）の形成によるワン・ストップサービスの充実

特徴的な取り組み

- 青少年指導員を受任
- 区役所や地域イベントで無料相談会を実施
- 異業種交流会「ハマカラ会」を主催



磯子区青少年指導委員委嘱状交付式



平成20年3月25日
第45回ハマカラ会